

まちづくり協議会だより

第2号

条例に基づく地区まちづくり組織として認定されました！

小田地区まちづくり協議会は、令和5年12月に、小田地区全体で安心して末永く暮らせるまちづくりの活動を進めていく組織として発足しました。それに先立つ準備会活動では、活動内容や運営方法の検討と合わせて、地域住民の皆さんや地区内に土地や建物をお持ちの方々に、協議会活動について周知と意見募集を進めてきました。（詳しくは裏面をご覧ください。）

意見募集では、地域の皆さん、土地・建物の権利をお持ちの皆さんから、協議会活動への反対はなく、おおむね賛同を得られました。この結果を添えて、川崎市地区まちづくり育成条例に基づく組織認定の申請を行い、「小田地区まちづくり協議会」は、地区まちづくり活動を行う組織として認定されました。

今後は、小田地区まちづくり構想の策定に向けた活動を進めていきます。

川崎市地区まちづくり育成条例に基づく認定内容

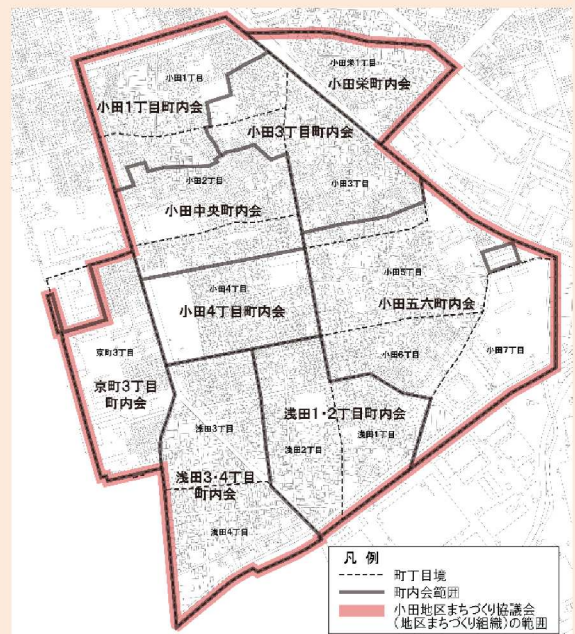
名称：小田地区まちづくり協議会

代表者：又村 誠一

認定日：令和6年3月15日

認定番号：第S2301号

認定の有効期間：令和9年3月31日まで



地区まちづくり審議会の様子

又村
会長
挨拶



審議
の様子



今後の活動スケジュール

令和6年度中の地区まちづくり構想の決定を目指します。

地区まちづくり
組織の認定

令和元年～4年度

令和5年度

令和6年度

防災まちづくり
懇談会
(町会別、全体会)

防災まちづくり
協議会準備会

協議会
の発足

組織
認定
(今回)

小田地区まちづくり協議会

・地区まちづくり構想の検討・決定
・地区まちづくり活動 等

協議会活動についての意見募集結果

■実施概要

地区内住民、地区外権利者合わせて約 15,400 部を配布し、40 件の御意見と、23 名から協議会への参加意向がありました。

対象	周知方法	意見募集方法	周知及び意見募集期間	回答数
地区内 住民	戸別配布 13,470 部	ハガキまたは ウェブ入力フ ォームによる 回答	配布：令和 5 年 11 月 28 日～12 月 10 日 意見募集：配布開始から令和 5 年 12 月 20 日まで	意見：21 名 参加意向：17 名
地区外 権利者 ※	郵送配布 1,909 部		配布：令和 5 年 12 月 29 日発送 意見募集：発送日から令和 6 年 1 月 25 日 まで	意見：19 名 参加意向：6 名

※小田地区内に土地や建物の権利をお持ちで、地区外にお住まいの方

■主な意見と対応

協議会活動への賛同意見：11 件

- このような取組を高く評価する。
- 参加できないが、出来る事は協力します。
- 安全のために進めてほしい。
- 協議会を基軸としたリーダーシップ、情宣活動を期待する。
- 住民が主体的にルール作りに参加することはルールの円滑な運用が期待でき、良いことだと思う。等々

▶ **ご理解、ご協力ありがとうございます。
今後ともご協力をお願いします。**

まちの課題や対策についての意見：11 件

- 空き家や空き地の適切な管理を所有者と話し合ってほしい。
- 防災センターの改築や再利用、避難所として充実も必要。
- 小田栄駅の混雑で踏切が危ない。
- お年寄りアパートを借りるのにも断られることもある。
- 広い道路を確保するためには、住み替えも検討を。等々

▶ **市の関係部署と連絡・調整し、対応を検討します**

協議会活動への意見：10 件

- このような活動を知らなかった。活動報告等を知りたい
- 建て替えや再密集化が進んでいるので、早めに具体的に動いてほしい。
- 協議会名に「防災」を入れた方が分かりやすいと思う。
- オンラインで意見が言えるのは若い世代の関心も広がると思う。
- 活動内容として空き家の実態調査も必要だと思う。等々

▶ **今後も周知と、皆さんが参加しやすいまちづくり活動や意見募集を進めていきます。**

その他の意見：6 件

- この条例の根拠や、認定申請にあたっての地域住民への説明や話し合いを行ったかどうかを知りたい。
- 賛成だが効果がわからない。
- アマチュア無線で被災情報を伝えることが出来る。等々

▶ **活動内容の周知に努めます。
今後ともご協力をお願いします。**